

まもる ~ の

新型コロナウイルス感染拡大となり、第6波が到来となりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。日頃より当センターの運営にご協力を賜り、深く感謝しております。

さて、令和3年度 まもる ~ の第4号は、豊岡地域でも似た事例がありました不用品買取の**訪問購入における消費者被害**についてお知らせいたします。

不用品買い取りのはずが 貴金属を買い取られた!

「**どんなものでもいい**から女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリ**や**金貨**はないか」と男性に**せかさ**れ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの**貴金属**を出した。すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を**持ち帰られた**。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。(70歳代 女性)

ひとこと助言

買い取り業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱりと断りましょう。

必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。

買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人では対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。

クーリング・オフできる場合があります。
困ったときは、すぐに**旭川市消費生活センター**(22 - 8228) 又は、**消費者ホットライン188**にご相談下さい。



特殊詐欺の被害状況

今年に入り、道内において1千万円を超える架空料金請求詐欺の被害を複数件認知しています。被害は、防犯協会の職員などを名乗った者から「名簿に名前がある」とウソの電話から始まり、最終的には「名義貸しになる、逮捕を逃れるために費用が必要」と現金を要求し、被害者に高額な現金を用意させ、まとめて宅配便で送らせるのです。

【宅配便やレターパックでお金を送るのはサギ】です。普段連絡を取らない相手からの電話は、特に詐欺を疑い、家族に相談、警察に通報しましょう。

【北海道警察旭川方面本部】



特殊詐欺に関する相談
は
110番
警察相談専用電話は
#9110



発行 旭川市豊岡地域包括支援センター

住所 豊岡3条3丁目5番10号東部まちづくりセンター1階

電話 35-2275 FAX 35-2276

開設時間 平日 午前9時～午後6時

休日 土・日・祝日/年末年始(12月30日～1月4日)

<担当住所> 11条通23丁目(朝日団地)、豊岡1～15条
1～4丁目、豊岡3条7丁目、豊岡4・5条5～7丁目
(豊岡4条5丁目は3～8番、豊岡4条6丁目は2～8番)、
豊岡6～15条5～9丁目(豊岡14条9丁目は1、2番、
豊岡15条8丁目は1番)、豊岡16条7丁目

お気軽にご相談ください

